

野焼きは禁止です！

宗教上の行事、農業や林業を営むためやむを得ない場合、たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却を除き、**野焼きは、法律で原則として禁止**されています。

野焼きは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられることがあります。

煙・悪臭が発生し、火災の原因にもなることから、近隣住民の皆様にも大変迷惑がかかります。**野焼きは絶対やめましょう。**

☆野焼きを発見したら以下の事項を西方市民生活課へお知らせ下さい。

Tel: 92-0308

- ・ 通報者の氏名、電話番号（通報した方の氏名等を公表することはありません）
- ・ 発生場所、日時
- ・ 燃やしている物の種類
- ・ 行為者の住所、氏名

※火災発生の危険がある場合は、直ちに消防に通報してください。

安全・安心なまちづくりのため、ご協力よろしく
お願いいたします。

栃木市 西方総合支所内
西方市民生活課生活環境交通係
Tel: 0282-92-0308